

30-11 同性パートナーシップの公的承認についての陳情

○桜井委員長 （2）番に入ります。継続審査の①番、送付30-11、同性パートナーシップの公的承認についての陳情に入ります。

まず執行機関のほうから、本件に関しての情報提供がありましたらいただきます。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 特にございません。

○桜井委員長 あら。（発言する者あり）あ、そう。はい。

委員の皆さんから確認をしたいこと等ございましたらいただきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。この陳情でございますけども、同陳情の趣旨には、パートナーシップの承認制度を公に認める方策をとるために、導入に向けた協議を開始してほしいというものでございます。議会としては、平成30年7月に、性的マイノリティへの理解とすべての区民が自分らしく生きられる社会を目指すことを求める決議を行い、議会としての意思を示しました。

その後、LGBTへの理解を深めるために勉強会を実施して、全議員や、執行機関にも広く呼びかけ、理解を深めてきたところでございます。しかし、執行機関との質疑の中でも、実際の実務を進める上からもまだまだ理解に向けた取り組みが不足しており、さらなる理解と調査を深めていく必要があることがわかりました。よって、委員会としては、同陳情を趣旨採択として、引き続き職員や議員に対しても理解を深めていき、パートナーシップの公的認証実現に向けての努力をしていくこととしたいと思っております。

ということで、当陳情を取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。